

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書				事業場の所在地	
事業の種類	事業場の名称			事業場の所在地	
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名
	精神又は身体の障害の態様				最低賃金額
従事させようとする業務の種類				支払おうとする賃金	金額
労働の態様					減額率
減額の特例許可を必要とする理由等				理由	
平成 年 月 日	労働局長 殿	使用者	氏名	職 名	
				印	

注意

- 1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
- 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があった場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業態様等を詳細に記入すること。
- 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を記入する理由を記入すること。
- 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること）。
- 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
- 7 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

最低賃金の減額の特例許可申請について

～ 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」(最賃法第7条第1号) ～

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 労働者の方の障害は、業務遂行に、直接、著しい支障を与えていますか？

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が業務の遂行に、直接、支障を与えていることが明白である必要があります。

また、支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合でなければ、許可の対象とはなりません。

- ※ 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者（裏面1参照）の労働能率の程度にも達しない場合をいいます。
- ※ 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。

2 障害について、客観的な資料がありますか？

労働者の方が身体障害者手帳などをお持ちの場合は、御本人、御家族などの了解を得た上で、これらに基づいて申請書の「精神又は身体の障害の程度」欄に記入し、身体障害者手帳などの写しを申請書に添付してください。身体障害者手帳などが無い場合であっても、障害が原因となって業務の遂行に直接著しい支障を与えることが明白だと思われるときは、所轄の労働基準監督署に御相談ください。

3 減額率は、労働能率の程度に応じ、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、比較対象労働者（裏面1参照）に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めることとなります。

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 比較対象労働者の選定

比較対象労働者（減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者）は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、最低位の能力を有する方を選定してください。

※ 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の双方について減額の特例許可を申請する場合は、比較対象労働者は、特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者の中から選定してください。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

比較対象労働者の労働能率を100分の100とした場合、減額対象労働者の労働能率が100分の70であるときは、減額できる率の上限は、30%となります。（ $100 - 70 = 30$ ）

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。上記2の例で、30%を上回る数値、例えば35%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した額以上で、支払おうとする賃金の額を定めて、「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外休日労働手当、深夜手当、精皆動手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金は算入できないことに御注意ください。

※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都鉄鋼業最低賃金（846円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は30%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を19.8%と定めることにしました（上記3）。

この場合、

- ・ 減額する額は、167円となり、
- ・ 支払おうとする賃金の額は、 $846円 - 167円 = 679円$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

※ $846円 \times 0.198 = 167.5円$ ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって168円として減額してしまうと、減額率は19.8%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにすることがあります。

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

① 「減額の特例許可を受けようとする労働者」の氏名、性別及び生年月日を記入してください。労働者になる前（採用前）に申請することはできませんので御注意ください。

② 「事業の種類」日本標準産業分類の小分類により記入してください。

③ 「事業場の名称」法人名又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

④ 「事業場の所在地」都道府県名から記入してください。

⑤ 「精神又は身体

⑥ 「精神又は身体

⑦ 「労働の態様」就業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。

⑧ 「減額の特例許可を必要とする理由等」減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑨ 「労働の態様」就業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。

⑩ 「金額」前ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

⑪ 「減額率」前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。小数点2位以下を切捨ててください。

⑫ 「理由」法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。

⑬ 「都道府県労働局長」事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

⑭ 「使用者」減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑮ 「使用者」法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

① 事業の種類	② 事業場の名称	③ 事業場の所在地
④ 鉄鋼業	株式会社〇〇△△工場	東京都千代田区豊町〇-〇-〇
⑤ 減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名 性別 生年月日 江東 一郎 男 昭和63年10月1日	件名 東京都最低賃金 東京都鉄鋼業最低賃金
⑥ 精神又は身体	身体障害2級、下肢の障害	⑧ 最低賃金額 821円 846円
⑦ 労働の態様	製品の検品、点検等の業務 始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙1のとおり	⑨ 減額率 19.8%
⑧ 減額の特例許可を必要とする理由等	精神又は身体	⑩ 支払おうとする賃金 679円以上
	労働能力が低い者	⑪ 減額率 19.8%
		⑫ 理由 同種労働に従事している健康労働者の労働能率等と比較し、職務の成果等を勘案して別紙2のよおり減額率及び免給を定めた。
平成 23 年 1 月 11 日		代表取締役社長
東京 労働局長 殿		氏名 千代田 太郎
		x